

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面 (49)

【原発には、絶対的安全性が求められること】

平成30年9月13日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高橋 典 明

同 吉川 実

同 加納 雄 二

同 田島 義 久

同 崔 信 義

同 定岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

目次

第1	はじめに	3
第2	原発の設置・運転が憲法上許容されない理由	4
1	現在の日本の状況	4
2	福島原発事故の教訓	5
3	原発が憲法上許容されない理由①—日本の国の崩壊	9
4	原発が憲法上許容されない理由②—基本的人権の侵害が苛烈であること	12
5	原発が憲法上許容されない理由③—社会的有益性が無いこと	16
第3	結論	19
1	原発の設置・運転が憲法に違反すること	19
2	憲法違反と運転差止めの要件としての「具体的危険性」	19

本文

第1 はじめに

原告らは、本準備書面において、原発には、「過酷事故¹を絶対に起こさない」という意味での絶対的安全性が求められるという主張をする。原発の過酷事故が膨大な数の人たちの基本的人権を深刻に侵害すること、日本国憲法によって立つ基盤である日本という国自体を崩壊させかねないこと、それだけのリスクを甘受してでも原発を運転すべき社会的必要性がないどころか、運転するたびに社会的害悪を蓄積し続けること等の事情に鑑みれば、原発が過酷事故を絶対に起こさないという意味での、いわゆる「絶対的安全性」を備えない限り、原子力発電所の存在及び運転は、憲法上許容されないから、その運転が差し止められるべきであるというのが、その主張の骨子である。

従前、原告らは、原発に求められる安全性について、原子力規制委員会による「相対的安全性」の考え方、すなわち、一定の危険は容認すべきであり、どの程度の危険を容認するかの判断は原子力規制委員会に委ねられているという主張を強く批判し、「原発に求められる安全性は、福島第一原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での『限定的』絶対的安全

¹ 本準備書面では、「過酷事故」を「放射性物質の大量放出を伴う事故」の趣旨で用いる。

性、あるいは、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（＝深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性）と解すべきである。」と主張するとともに（原告ら準備書面（32）35～42頁）、原発に求める安全性を決めるのが「社会通念」であるとするならば、原子力規制委員会は、「社会通念」の内容を判断する専門性を有しているものではないから、原発が備えるべき安全性は「全面的に司法審査の対象になる」（裁判所は、原子力規制委員会が規制基準の制定や適合性審査において前提とした「安全性」の内容について、裁量審査ではなく、実体的判断代置の方法で審査しなければならないとの趣旨）と主張してきた（原告ら準備書面（32）41頁、同（17）10頁）。

これに対し、被告は、原告らのこの主張に正面から答えず、「原子力発電に内在する危険が顕在化しないように適切に管理できているか」どうかの問題とされるべきであると主張している（被告準備書面（23）11頁）。しかし、「適切に」とは極めて曖昧な言葉であり、これでは何も主張していないに等しい。「適切に」が「絶対に過酷事故を起こさないように」との趣旨であれば、原告らの主張と一致するし、「めったに過酷事故を起こさないように」との趣旨であれば、原告らの主張とは全く相容れないことになる。

原告らは、本準備書面において、原発には絶対的安全性が求められるとの主張をさらに敷衍するものであるが、これに加えて、どのレベルの安全性を求めかが、「社会通念」によって決まると考えるのであれば、社会通念の内容を判断する専門性のない原子力規制委員会の判断内容に専門技術的裁量はなく、その判断の当否は全面的な司法審査の対象となることを、あらためて強調しておく。

第2 原発の設置・運転が憲法上許容されない理由

1 現在の日本の状況

- (1) 国は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」を目的とし、原子力利用を「平和の目的に限り、安全の確保を旨と」することを基本方針として、原子力基本法を制定し、国策として原子力発電所の建設・運転を進めてきた。その結果、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が世界の陸地面積の僅か0.25%を占めるに過ぎない日本付近で起こっているという地震大国の日本で（甲全第518号証）、福島原発事

故前、54機もの原発が稼働していたという原発大国を築き上げてしまったのである。これが如何に異常なことであるかは、今一度甲全第20号証を見ていただければ、一目瞭然にお分かりいただけることと思う。世界の地震多発地帯で原発を設置運転しているのは、日本以外では、台湾とアメリカ西海岸しかない。世界で最も多数の原発を運転しているアメリカでは、地震がほとんど発生しない中西部及び東部に大部分の原発が設置されているし、原発に積極的だと言われる中国も、ロシアも、フランスも、インドも、ほとんど地震が発生しない地域に原発を設置しているのである。更に、台湾では、2017年に、2025年までに原発ゼロとする法案が成立した（甲全第519号証）。アメリカでは約100機の原発が稼働中と言われるが、地震の多い西海岸では、現在6機の原発【カリフォルニア州のディアブロ・キャニオン原発（2機）、アリゾナ州のパロ・ベルデ原発（3機）、ワシントン州のコロンビア原発（1機）】が稼働しているにすぎない。もはや、地震多発地帯で原発の運転を積極的に続けて行こうとしているのは、日本のみである。

- (2) 福島原発事故という深刻な事故を起こした日本においては、原子力法制の在り方から抜本的な見直しが必要ならなかった。しかし、原子力規制委員会が設置され、それまでの安全設計審査指針よりも若干厳しい新規制基準が制定される等の変化はあったものの、原子力発電所を積極的に運転するという基本方針に変化がないまま、日本は、福島原発事故前に回帰しようとしている。

2 福島原発事故の教訓

(1) 福島原発事故による被害

ア 福島原発事故による被害がいかに深刻なものであるかについては、原告ら準備書面(30)で詳述した。政府は、福島原発事故被害は終わったかのように強引に避難者の帰還政策を進めているが、復興庁の公表によっても、平成30年7月12日現在で、福島県での県内避難者数は1万1211人、県外への避難者数は3万3517人に及んでいる（甲全第520号証）²。多くのコミュニティが崩壊し、故郷が失われた。

² 復興庁が公表する避難者数は信用できず、この数字は最低限の数字と理解されるべきである。この数字が信用できないことは、大阪府が2017年5月時点での避難者数を「88人」として復興庁に報告した後、市民からの指摘を受けて再調査した結果、「793人」と10倍近くの数字に訂正されたことから明らかである（甲全第521号証）。また、関東地方から相当数の方々が西日本に避難されているが、これ

イ 環境省によると、福島原発事故の結果、年間5 mSv 以上³の空間線量となる可能性のある土地の面積は1 7 7 8 km²、年間2 0 mSv 以上の空間線量となる可能性のある土地の面積は、5 1 5 km²である（甲全5 2 2 号証3 3 0 頁）。東京ドームの面積が約4. 7 ha であるから、前者は、東京ドーム3 万7 8 2 9 個分、後者は、東京ドーム1 万0 9 5 7 個分という計算になる。避難指示が出された地域は、平成2 5 年8 月において1 1 5 0 km²（東京ドーム2 万4 4 6 8 個分）であり、政府によって強引に避難指示解除がなされた後の平成2 9 年4 月においても3 7 0 km²（東京ドーム7 8 7 2 個分）の土地に避難指示が出されている（甲全第5 2 3 号証）。

福島第一原発から放出された放射性物質は、日本国内のみならず、世界の大気を、土壌を、海を汚染したが、深刻に汚染された範囲に限ってもその面積は広大である。未だに避難指示が解除されていない帰宅困難地域では、長い将来にわたって帰還は不可能であり、仮に強引に避難指示を打ち切っても、帰還するのはほぼ高齢者に限られる。日本は、事実上、広大な国土を失ったのである。

ウ 政府は、被ばくによる直接の死者は出ていないと主張している。しかし、福島第一原発事故のために多くの生命が失われたことは、準備書面（3 0）7～2 6 頁に記載した。平成2 7 年3 月3 1 日現在で1 9 1 4 人であった震災関連死者数（甲全第3 5 5 号証）は、平成3 0 年3 月3 1 日には2 2 2 7 人に達している（甲全第5 2 4 号証）。産業に与えた打撃は、準備書面（3 0）2 9～3 3 頁に記載した。そして、被ばくによる健康不安が続いている。低線量被ばくによる健康被害は、多くは晩発性であり、数十年経過した後に発症する。莫大な数の人たちが、被ばくという時限爆弾を抱えてしまい、今後、いつ時限爆弾が爆発するのか、不安を抱きながら生活しなければならなくなった。

(2) 福島原発事故はいまだに終息していない。

ア 事故から7 年以上が経過したが、原子力緊急事態宣言は、いまだに発令中である。福島第一原発の廃炉作業は遅々として進んでいない。廃炉作業の目立った成果としては、4 号機の使用済み核燃料の運び出しが完了したこと程度であり、1 号機から3 号機の燃料デブリがどこにどのような状態であるかすらよくわかっていない。

も復興庁の避難者数にはカウントされていない。

³ 放射線管理区域の基準が3 か月に1. 3 mSv である【電離放射線障害防止規則（昭和4 7 年9 月3 0 日労働省令4 1 号）第3 条第1 項第1 号】から、ほぼ放射線管理区域と同等の線量ということができる。

イ 経産省の東京電力・1F問題委員会は、2016年12月、福島原発事故の処理に22兆円を要するとの再試算結果を公表した。これに対し2017年3月7日、保守系のシンクタンクである「公益社団法人日本経済研究センター」は、最終的に処理費が70兆円近くに膨らむ可能性があるとの報告を公表した。(甲全第322号証, 同323号証, 甲全第525号証)

ウ 東北地方太平洋沖地震の余震活動は未だに活発に続いているが、今までのところ規模の小さな余震に止まっている。大地震があれば、マグニチュードが1低い余震が起こる可能性があると言われているが、マグニチュード9だった東北地方太平洋沖地震で、マグニチュード8級の余震は、まだ起こっていない。大きな余震が福島第一原発を襲った時、福島第一原発の建屋や設備機器は本震で大きなダメージを受けているから、再び大量の放射性物質の放出事故が起こる可能性が否定できない。

(3) 福島原発事故の進展経緯が極めて幸運だったこと

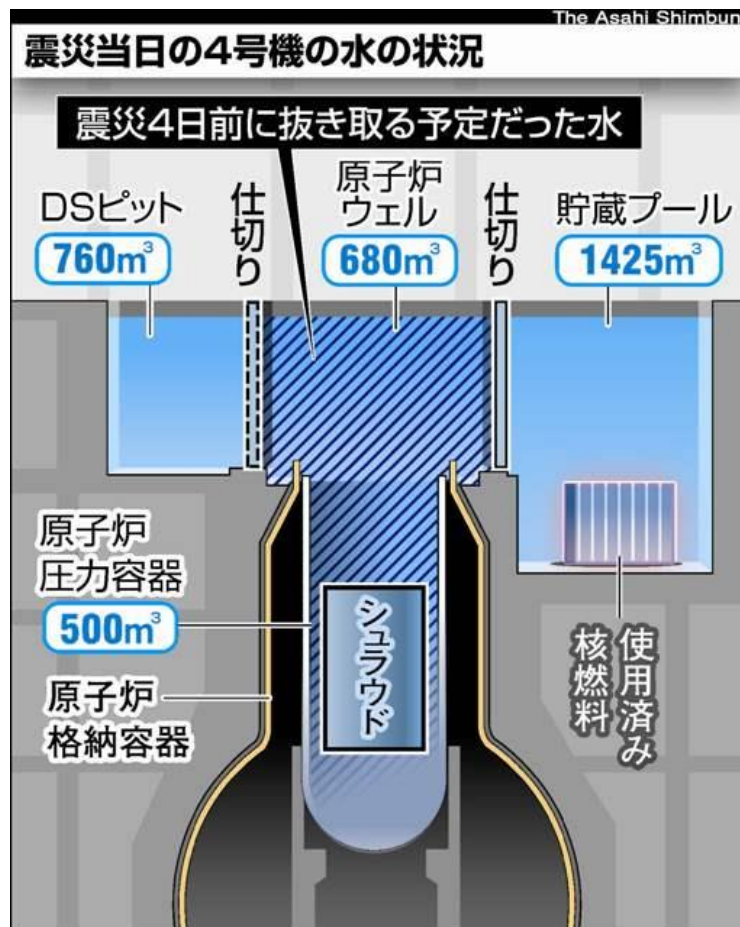
ア 福島原発事故は、以上のように深刻な被害を今なお及ぼし続けているが、それでも、その進展経緯が極めて幸運だったのであり、最悪の経緯を辿った場合、東日本の5000万人【近藤駿介原子力委員会委員長(当時)が避難の権利を認めるべきとした福島第一原発から250km圏の人口は5000万人に達する。】もの人が避難を迫られる事態があり得たことは、訴状19～20頁に記載し、証拠として甲全第5号証を提出した。

イ 近藤駿介氏がもっとも恐れたのは、4号機の使用済み燃料プールにおいて、燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まることだった。結果的にこの事態は免れ、最悪のシナリオは回避された。それでは、この事態の発生を免れたのは、人の知恵と努力によるものだったのだろうか。現実には、そうではなかった。これは、神の配剤ともいふべき偶然のなせる業であった。国会事故調報告書(甲全第522号証)は、この点について、次のように記載している(160頁)。

「当時満水状態だった原子炉キャビティ及びそれと連絡する機器貯蔵ピットからの水が、蒸発によって水位が低下した使用済み燃料プールへと流れ込んだためと説明されている。この説明は合理的であり、かつ、実際に原子炉キャビティと機器貯蔵ピットの水位が低下している事実とも符合している。」

これをご理解いただくため、図を示す。このときの定期点検で、福島

第一原発4号機は、初めてシュラウドを交換することとなった。シュラウドも放射能に著しく汚染されているから、大気中に出すことができない。原子炉ウェルに張られた水は、核燃料を貯蔵プールに移動し、シュラウドをDSピットに移動した後、抜き取られる。作業予定では、震災4日前に抜き取られる予定だった。ところがシュラウドの移動作業が遅れ、水が原子炉ウェル内に残っていた。これが何らかの原因（3号機の爆発による衝撃という説が有力とされている。）で、使用済み燃料プールに流れ込んだと考えられるのである。



第一の偶然は、シュラウドの交換が予定されていたこと、第二の偶然
は作業が4日以上も遅れていたこと、第三の偶然は、仕切り板が外れた
ことである。私たちが将来再び福島原発事故のような惨事を起こした
時、そのときも神の配剤があるなどと信じる根拠は全くない。

ウ 福島第一原発の位置による幸運

福島原発事故によって大気中に放出された放射性物質の総量は、ヨ

ウ素換算で約900ペタベクレル(90京ベクレル)とされている(甲全522号証329頁)。放射性セシウムで計算すれば、広島原爆の168発分に相当する。福島第一原発は本州の東海岸に位置するため、大気中に放出された放射性物質の大部分(7~8割)は偏西風に乗って太平洋に流れた。日本の国土に上記の深刻な被害をもたらした放射性物質は、福島第一原発から放出された放射性物質の2~3割に過ぎなかったと言われている。

太平洋に流れた放射性物質の直撃を受けたのが、「トモダチ作戦」と称して太平洋の東北地方沖で東日本大震災の津波被災者の人道支援にあたってくれた米軍空母「レーガン」の若き水兵たちであった。福島原発事故が水素爆発したことも知らされず、震災被災者支援に懸命に取り組んでいた水兵たちは、放射能プルームに巻き込まれて被ばくし、その後、がん、白血病、骨髄腫等、次々と重篤な健康被害を発症し、死者はすでに9人に達している。水兵たち約400人は、東京電力株式会社を被告とし、医療費に充てる基金の設立などを求めてアメリカの裁判所に提訴し、現在審理が続いている。(甲全第526号証)

3 原発が憲法上許容されない理由①—日本の国の崩壊

- (1) 福島原発事故前、政府、電力会社その他原発関係者は、日本の原発は過酷事故を起こさないという趣旨の原発安全神話を振りまいていた。しかし、福島原発事故を経て、誰もが将来の過酷事故の可能性を否定できなくなった。田中俊一前原子力規制委員会委員長が、適合性審査に合格した原発について「安全とは言わない」と何度も言明していたのは有名な話である(甲全第52号証)。ここには、原子力規制委員会が新規規制基準への適合性を認めた原発が過酷事故を起こしたときに原子力規制委員会委員長としての責任を回避するために布石を打っておきたいという心情が透けて見える。
- (2) ちなみに、原子力規制委員会は、原発の過酷事故が起こっても、セシウム137の放出量が100テラベクレル(福島原発事故のわずか100分の1に過ぎない。)に抑えられると言明し、これを原災指針に明記し、PAZ圏、UPZ圏の地方自治体が策定する避難計画も、これを前提にするよう指導している(原告ら準備書面(21)17頁)。これより大きな事故を想定すれば避難計画を策定することが極めて困難若しくは不可能になるからだと考えられるが、これは、PAZ圏、UPZ圏の地方自治体が策定している避難計画に実効性がないことを端的に裏付けているとともに、新たな安全神話とも言うべきものである。

(3) 現行の新規制基準では、原発の安全性は、到底確保できない。その詳細は、原告らが本件訴訟で述べてきたとおりである。しかし、仮に、被告が原発の安全性を現状より大幅に高めたとしても、福島原発事故のような、あるいはそれをも上回る過酷事故を起こす可能性をゼロにはできない。それは、私たち人類の知識、知恵に限界があるからである。

以下、詳説する。

ア 日本の原発が過酷事故を起こす契機となる可能性が最も大きいのは、地震、津波、火山、竜巻等の自然現象である。しかし、これらの自然現象が発生するスパンは大変長く、人類は、これらについてわずかな知識しか持っていない。この点は、地震学についていえば、日本で発生した地震に関する詳細なデータは、1995年の兵庫県南部地震以後の蓄積しかないこと、地震という自然現象が本質的に複雑系の問題であり、理論的に完全な予測をすることが不可能であること、実験ができないこと、地震は低頻度の事象であるため、学ぶべき過去のデータが少ないこと等を、瀧川一起東大教授の発言を引用して既に主張したところである（原告ら準備書面(10)7～8頁）。現在の強震動学は、一見、難しい数式を駆使して科学的な体裁をこらしているが、これによって起こる地震の規模や揺れの強さを正確に予測できることは全く実証されていない。日本の地震学者が将来起こる地震規模の予測をしたのは、地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した長期評価だけであるが、その公表対象となった活断層が実際に活動したのは、現在のところ、後にも先にも、熊本地震のみである。その結果、布田川断層北東部の活動についての長期評価は、既に述べた（原告ら準備書面(44)4～7頁）ように、現実起こった地震を全く予知できていなかったことが明らかになったのである【地震発生前の長期評価では、断層の長さが約19kmとされていた（甲全第374号証26頁）が、現実起こった地震は、不均質なすべり分布を前提とすると、約60km(A1, A2, B1, B2の4つの断層面の長さの合計)にも及ぶものであった（甲全第374号証28頁）】。

瀧川一起教授は、「日本最大か世界最大に備えていただくしかない」と言明しておられる（甲全第53号証636頁）。しかし、「日本最大」や「世界最大」と言っても、人類が記録を残すことができるようになってからの「最大」にすぎないから、「最大」を超える自然現象が起こる可能性すら否定することができない。

イ 地震について述べたことは、津波についてもそのまま妥当する。科学的な予測が困難であれば、先人が後世の人に伝えようとした伝承を重

視すべきであるが、被告は、若狭地方における大津波の伝承（訴状66～67頁）を全く無視している。

ウ 火山については、実態は更に深刻である。日本は世界でも有数の火山国であり、過去に数限りなく噴火が起こっているが、噴火予知は、噴火の時期についても、噴火の規模についてほとんど不可能である。甲全第453号証は、火山学者に対するアンケート結果であるが、火山学者は、カルデラ噴火等の破局的噴火が起こったことは分っているが、「(数十年という)長い猶予期間をもってカルデラ火山の巨大噴火予知が実現できるのなら、それは噴火予知の革命です。」「カルデラ火山の巨大噴火の予測技術の実用化は、おそらく今後いくつかの巨大噴火を実際に経験し、噴火前後の過程の一部始終を調査、観測してからでないと達成できないでしょう。」(静岡大学防災総合センター 小山真人氏)、「多くの場合、モニタリングによって火山活動の異常を捉えることは可能であるが、その異常が破局噴火につながるのか、通常の噴火なのか、それとも噴火未遂に終わるのかなどを判定することは困難である。いずれにせよ、モニタリングによって把握された異常から、数十年先に起こる事象を正しく予測することは不可能である。」(火山噴火予知連絡会会長(当時) 藤井敏嗣氏)、「現代の監視、観測体制で、破局噴火を経験、観測したことがないので、どのような推移(特に時間推移)で噴火に至るのか、破局噴火をどこまで一般化して考えることができるのか、実用的な『検知』が可能な段階にあるとは言えない。」(匿名学者)。「数十年以上前に兆候を検知して、巨大噴火を予知することはできません。地球物理学的観測(地震、地殻変動、電磁気等)や火山ガスの分析により、『火山活動の異常』は検知可能です。しかし、現段階では、そのシグナルをもとにして噴火発生の確率や噴火規模・様式を科学的には予測できません。」(匿名学者)等と述べている。現在運転している、あるいは運転しようとしている原発が、その廃炉作業が終了するまでの間に、破局的噴火に襲われ、なすすべなくカタストロフィを迎えることがないなどと言える者は、存在しないのである。

エ 更に、現代社会においては、原発に対するテロやミサイル攻撃の危険性を無視することができない。その場合、原発は、自国民のみに向けられた核兵器という本質を露呈することになる。テロもミサイル攻撃も、故意行為であるから、発生確率を計算することができない。テロ対策についての新規制基準は、テロを防ぐという観点からはほとんど意味がないし、ミサイル攻撃については、事業者は、国に任せきりで、何らの対策をとっていない。

- (4) 今後も日本で原発を設置運転していくのであれば、過酷事故の発生を覚悟しなければならない。しかも、福島原発事故は、「最悪のシナリオ」の一手手前だったのであるから、「最悪のシナリオ」級の事故を予測しなければならないのは理の当然である。

ところで、上記のとおり、福島第一原発から放出された放射性物質は、大部分が太平洋に流れた。しかし、西日本の若狭湾沿岸に位置する本件各原発が過酷事故を起こせば、放出される放射性物質は、偏西風に乗り、その大部分が日本列島の陸地に拡散するだろう。上記のように、福島原発事故で陸地に拡散したのは、放出された放射性物質の2～3割にすぎなかった。そうすると、本件各原発が福島原発事故と同一規模の事故を起こした場合、その被害は、福島原発事故の数倍に達することになる。

それでは、本件各原発で上記「最悪のシナリオ」級の過酷事故が起こればどうなるだろうか。「最悪のシナリオ」の数倍の被害とは、どのような被害だろうか。想像することすら恐ろしい大惨事になるのは明白である。日本の国土の相当部分は居住できなくなり、膨大な数の日本人が難民となって世界中を彷徨せざるを得なくなるだろう。国家の3要素（領域、人民、主権）は大きく毀損され、日本の国は崩壊に等しい状態になるだろう。

- (5) 国家が事実上崩壊するとき、国家の最高法規たる憲法も無意味な存在となる。憲法がそのよって立つ基盤が崩壊し、自らが無意味な存在となるような事態を容認しているとは考えられない。

4 原発が憲法上許容されない理由②—基本的人権の侵害が苛烈であること

- (1) 原発の過酷事故が起こったとき、人々の基本的人権を深刻に侵害することは容易に想定することができる。しかし、原発が社会に与える害悪は、過酷事故に止まらない。仮に、原発が過酷事故を起こさなかったとしても、原発の運転そのものが人類や環境に深刻な悪影響を及ぼすことを見逃してはならない。この点は、既に述べたので詳細は繰り返さないが、通常運転においても放射性物質の放出によって周辺環境や周辺住民の健康に悪影響を与えていること（原告ら準備書面(23)5～6頁）、温排水によって周辺環境に悪影響を与えていること（同6～7頁）を軽視してはならない。そして、何よりも深刻なのは、原発が運転する限り、今後10万年という気が遠くなるほどの期間、将来世代に管理を委ねざるを得ない使用済み核燃料を日々産み出すことである（原告ら準備書面(34)）。

- (2) ここで、原発の運転や事故によって侵害される基本的人権を整理する。

ア 憲法第13条

原発過酷事故が、人の生命、自由及び幸福追求に対する人々の権利を

深刻に侵害することは、論を俟たず、福島原発事故被災者の方々が被っている苦難と苦悩がこれを端的に証明している。

イ 憲法第25条

大気、土壌、水、動植物の営みは、人が生存する基盤である。健全な大気、健全な土壌、健全な水、健全な動植物の営みがなければ、人は、生物として生きながらえることができない。原発過酷事故は、これらすべてを破壊し尽くす。憲法第25条は、従前は社会権として捉えられてきた。これは、「大気、土壌、水、動植物の営み」等、人が生物として生存する条件が整っていることを前提に、更に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するためには、国家の積極的な関与を必要とすると考えられたためである。しかし、国家が、人々から、生存の前提であるべき「大気、土壌、水、動植物の営み」を奪おうとしている場合、人は、憲法第25条の自由権的側面の発露として、これを排除することができるかと解するべきである。

ウ 憲法第22条

憲法第22条が保障している「居住、移転、職業選択の自由」は、現在の住所地に止まり、現在の職業を継続する自由も含まれる。しかし、福島原発事故では、膨大な数の人たちが、避難指示を受けて、あるいは避難指示はなかったものの、家族や子どもたちの健康を守るためにやむを得ず、避難した。その数は、平成23年8月29日時点において、14万6000人を超えていた（甲全第522号証331頁）。避難した人たちの大部分は、意に反した転職を伴っている。これが、憲法第22条に違反している事態であることは論を俟たない。

エ 憲法第26条

子どもには学習権があり、これを保障するのは国家の責任である。しかし、避難指示を受けた子どもたち、避難指示区域外でやむを得ず避難した子どもたちは、全国に散り散りとなった。友達と別れ、恩師と別れ、慣れ親しんだ校舎と別れ、知らない土地で、文化の違いに戸惑い、周囲の奇異の目に苦しみ、新しい集団に入るのに神経をすり減らして子どもたちは耐えてきた。新しい学校に登校できなくなった子供は少なくない。これが、子どもの学習権の侵害であることは明らかである。

オ 憲法第27条

避難をした多くの人々は、それまでの職場を退職せざるを得なかった。しかし、避難先で自分の希望する職場が容易に見つかるものではない。多くの人々は、当面の生活を支えるため、希望しない職種であっても、自分のスキルを活かすことができない職種であっても、目の前の仕事に

就かざるを得なかった。これは、勤労の権利の侵害である。

カ 憲法第29条

避難指示が出た地域の土地価格は、暴落した。管理できない家屋は、野生動物に荒らされ、将来帰還したとしても、とても居住することができない。避難指示区域外でも、農作物は売れず、漁猟も制限され、財産権に対する侵害は深刻である。

キ 憲法第14条

原発は過疎地に建設される。電力会社や政府は、原発は安全であると言いながら、大都会の自社本社近くや霞が関には原発を作らない。これは、電力会社も政府も、原発が過酷事故を起こすことがあり得ると認識していることの決定的な根拠である。すなわち、原発は、将来過酷事故を起こすことがあり得ると考えられており、その場合、被害者数を少なく抑えるために過疎地に作られているのである。大都会に住む人間も、過疎地に住む人間もその生命には等しい価値があるはずである。しかし、過疎地に住む人の価値は、大都会に住む人の価値よりも低く扱われている。原発は、構造的に、憲法第14条に違反している。

ク 憲法前文（恐怖と欠乏からの自由）

原発事故の被災者の人々は、政府から正しい情報を与えられることがないまま、原発の爆発、放射能の飛散に恐怖した。放射能は五感で感じるができない。どこにあり、どこにはないのかが分からない。どちらの方向に逃げればいいのか分からない、どこまで逃げればいいのかもわからない。自動車に詰め込んでも家財道具のほとんどを持ち出すことはできず、いつ帰れるかの見通しもないまま、人々は逃げ惑った。憲法前文に規定されている「恐怖と欠乏からの自由」は、まさに、このような事態を許さないための規定と解するべきである。

ケ 憲法前文（平和的生存権）

原発の爆発は、核兵器による攻撃と本質が変わらない。「平和的生存権」とは、他国や他集団からの意図的な攻撃に晒されないで生存する権利のみならず、自国における放射能生成装置による放射能に晒されないで生存する権利をも含むと解するべきである。更に、原発がテロやミサイル攻撃の対象になった場合、原発は、自国民のみに向けた核兵器という本質を明らかにする。これは、「平和的生存権」を侵害する事態であることは明らかである。

コ 憲法第11条、第97条に定められた将来の国民の権利

原発を運転することによって使用済み核燃料を産み出していくことは、憲法に定められた将来の国民の権利を侵害するものである。なお、

原告らは、将来の国民の権利は、本件訴訟においては、原告らの人格権の一つである「命をつなぐ権利」に化体されていると考えている。そのことは、原告ら準備書面(34)で述べたとおりである。

(3) 原発事業者自らが損害を賠償できないこと

ア 自らの行為によって他人の権利を侵害すれば、行為者は被害者に対してその損害を賠償しなければならない。これは市民法の大原則である。現代社会において危険行為に及ぼうとする者は、万が一他人に損害を与えた場合に賠償できる準備を整えて、初めて危険行為に着手することが許される。このことは、現代社会において、自動車の所有者に自賠責保険への加入が義務付けられているのみならず、任意保険への加入が当然のことと認識されていることから明らかである。

イ 危険行為に及ぶ企業は、万が一事故を起こして他人の権利を侵害した場合のために、損害保険に加入している。ところが、原発事業者は、損害保険に加入していない。損害額が莫大すぎて、これを引き受ける保険会社が存在しないのである。

ウ 原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)が定める原子力損害賠償の仕組みは次のとおりである。

(ア) 原発事業者に求められる損害賠償措置額は、1事業所当たり1200億円であり、事業者は、これを供託するか、責任保険契約を締結しなければならない。(原賠法第7条)

(イ) 原発事業者の賠償責任額が1200億円を超える場合、政府は必要な援助を行う。(原賠法第16条第1項)

(ウ) 責任保険契約では埋めることができない損害を原子力事業者が賠償した場合に政府が補償することを目的として、「原子力損害賠償補償契約」を締結する(原賠法第10条)。その上限額は、賠償措置額と同額である(原子力損害賠償補償契約に関する法律第4条第1項)。

エ 福島原発事故において東電の賠償責任額は、1200億円をはるかに超過した。そこで、原子力損害賠償支援機構法(現在の「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「支援機構法」という。))が制定され、これによって、次のような賠償スキームが作られた。

(ア) 「原子力損害賠償支援機構(現在の名称は「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」、以下「支援機構」という。)が東電に資金援助をする。

(イ) 支援機構は、国から交付される国債、原子力事業者が負担する一般負担金、東京電力が負担する特別負担金等によって援助資金を捻出する。

オ 結局、原子力事業者は、自らの事業によって他人に与えた損害を自ら賠償できないのである。そして、その尻ぬぐいの費用は、国及び他の原子力事業者等が負担するのであり、最終的には、税金及び電力料金の形で、国民が負担することになる。一私企業が、その企業活動によって他人に与えた損害を自ら賠償できない場合、その企業活動は許容されてはならないのは市民社会のルールである。

なお、原子力損害賠償制度の見直しを議論していた原子力委員会の有識者会議は、平成30年8月6日、積み立て措置額1200億円の増額を見送った(甲全第527号証)。福島原発事故による後処理費用は、第2の1(2)イに記載したように、経産省ですら22兆円を要すると試算しており、民間のシンクタンクは70兆円という試算まで出している。1200億円など、スズメの涙にもならない。しかし、原子力事業者は、その積み増しすら拒否したことが窺える。原子力事業者は、「原発を運転してガッポリ儲けるので、万が一のときの費用負担は、国民にお願いします。」という本音を隠そうとすらしていない。

5 原発が憲法上許容されない理由③—社会的有益性が無いこと

- (1) 科学技術は、多かれ少なかれ、これに関わる人間の生命、身体、財産等の基本的人権を侵害する危険を持っている。しかし、人類社会は、危険があるからその利用を禁ずるのではなく、その科学技術がもたらす社会的利益と比較考量し、リスクを規制しながら、これを利用し、その利益を享受している。そして、原発も科学技術の一つではある。
- (2) しかし、原発は他の科学技術とは異なる特性がある。原発がもたらす人権侵害は、その深刻さにおいても、広範さにおいても、永續性においても、他の科学技術とは比較にならないほど深刻である。原発内部で核分裂反応を起こさせた放射性物質は、人間の制御から解き放たれて暴走を始めたら、もはや制御することができない。そのことは、福島原発事故が如実に示した。原発は、地中のマグマのようなものである。大人しくしている限り、人は、温泉や発電などの方法でその恵みを享受することができる。しかし、一旦暴走を始めたら、人にはなすすべがない。マグマは自然現象であり、暴走しても、人はこれを受け入れるしかない。しかし、原発は人が作り出したものである。人が作り出したものは、人の手によって、無くすることができる。
- (3) 既に述べたように、原発の運転が続けられる限り、私たちは、膨大な数の人たちの基本的人権が深刻に侵害され、日本という国が事実上崩壊するような事態を覚悟しなければならない。それでも、原発がこの社会を

維持していくためにどうしても必要なものであれば、これを許容せざるを得ず、憲法もこれを許容していると解する余地があるかもしれない。そこで、以下、原発の社会的必要性について検討する。

(4) 電力供給のために原発が必要か

ア 電力供給のために、原発は必要ない。そのことは、日々明らかになっている。

イ 原告ら準備書面(28)10～11頁に記載したように、平成25年9月から平成27年8月までの約2年間、日本では一機の原発も運転していなかったが、日本の電力供給には全く支障がなかった。平成30年夏、日本では命の危険があるとまで言われる猛暑が続いているところ、関西電力管内と九州電力管内以外は原発が一機も動いていないが、政府や電力会社から国民に対する節電の要請すらない。

ウ 世界の動きと比べて日本では遅々としているが、それでも再生可能エネルギーによる発電量は確実に伸びている。平成29年5月24日、九州電力管内では、一時、太陽光による電力供給が電力需要全体の7割を超えた(甲全第528号証)。再生可能エネルギーによる発電は、これからまだまだ伸びる。現在、そのネックになっているのは、発電した電力を送電線に流せないという問題である。原発事業者が運転していない原発についても送電容量を確保しているため、現実に送電線が使われていないにも関わらず、新規業者が送電することができないのである(甲全第529号証)。原発事業者が原発の廃炉を決断して確保している送電容量を放棄すれば、再生可能エネルギーはどんどん拡大できる。

(5) 原発は低コストか

ア 原発は高コストである。そのことは、原告らは、甲全第324号証、325号証を提出し、原告ら準備書面(28)11頁で主張した。

イ 原発建設費用が高騰していることは、東芝のドタバタ劇からも明らかである。2000年代半ばに4000億円半ばだった100万キロワット級の原子炉一機の設置費用は、福島原発事故を経て安全対策に必要な費用が高騰し、欧米では、すでに1兆円を超過し、ざっと3倍になっている⁴。ここでは、イギリスとトルコのケースを見てみよう。

⁴ 福島原発事故後、新規制基準に基づく設置変更許可申請をしながら建設を続けている唯一の原発である大間原発は、世界で初めてのフルモックス炉でありながら、その建設費用は、4690億円から6000億円に増額されただけである(甲全第530号証)。日本の新規制基準が、欧米の基準と比べても、如何に中途半端であるかが窺われる。

日立がイギリス西部のアングルシー島で計画している原発2機の建設費用は3兆円を超えている。英政府は、高コストの原発新設計画を後押しするため、運転開始後の電気を一定期間高額で買い取る差額決済契約を電力事業者と結ぶことにしている。原子力発電がもはや高コストとなって市場競争力を失っているため、政府が人為的に高い電力料金を徴収できる権利を与える仕組みである。東芝の二の舞を踏みたくない日立は、日本政府の支援を求め、その結果、1兆1000億円を日本のメガバンク等が融資し、これに日本貿易保険を通じて日本政府が全額保証することとなった。それでも、日立は、今なお建設着手を決断できないでいる。イギリスでは、再生可能エネルギーのコストダウンが劇的に進んでいて、現在建設中のヒンクリーポイントC原発の建設すら危ぶまれている。(甲全第531号証)

トルコでは、三菱重工がシノップ原発4機の建設を計画中であるが、ここでは、事業費が当初の二倍以上の5兆円規模に膨らむ見通しになった。既に伊藤忠商事は計画参加の見送りを決めており、三菱重工は本当に建設に着手するのか、決断できないでいる。(甲全第532号証)

ウ 他方で、原告ら準備書面(28)11頁で主張したように、再生可能エネルギーによる発電は、急激にコストダウンしている。丸紅が2017年にアラブ首長国連邦のアブダビ首長国で着手した大規模太陽光発電事業の1キロワット時の発電コストは3円を切った(甲全第533号証)。日本の太陽光発電の8分の1である。世界は雪崩を打つように再生可能エネルギーによる発電を拡大している。

原発の安全性とは直接の関係がないが、日本も原発に見切りをつけて再生可能エネルギーによる発電に本格的に乗り出す方向で舵を切らないと、世界の趨勢に遅れ、日本の経済界は、大きなビジネスチャンスを見逃すことになる。原発ムラの抵抗によって、舵が切れないのであれば、これに引導を渡すことも司法の役割ではないだろうか。

(6) 電力の安定供給のために原発が必要か。

電力の安定供給のために原発は必要ない。LNGや石炭の輸入元は政情が安定した国であることは原告ら準備書面(28)12頁で述べた。最も安定的に電力を供給できるのは、国産エネルギーを使う場合である。太陽も、風も、水流も、バイオマス原料も、地熱も、波力もすべて国産である。電力の安定供給のために最も有効なのは、再生可能エネルギーを拡大することである。

(7) 環境性のために原発が必要か

原発が環境保護に役立たないことは、原告ら準備書面(28)12頁で

述べた。環境保護に最も資するのは、再生可能エネルギーによる発電であることは論を俟たない。

第3 結論

1 原発の設置・運転が憲法に違反すること

以上のように、原発は、膨大な数の人たちの生命、身体、生活等を深刻に侵害し、日本という国が崩壊し、日本国憲法が紙切れになるような事態すら覚悟しなければならないほどの苛烈な人権侵害のリスクを抱えているのに、その社会的必要性はゼロに等しく、かえって、使用済み核燃料の10万年にもわたる安全な管理という負担を将来世代に押し付ける等という害悪を日々拡大しているのである。基本的人権の保障を基本原理とする日本国憲法がそのような苛烈な人権侵害を許容しているとは考えられないし、そもそも日本国憲法がよって立つ基盤である日本国の事実上の崩壊という事態を容認しているとも考えられない。

したがって、日本国憲法が原発の運転を容認する場合はあるとすれば、原発が少なくとも過酷事故を起こさないという絶対的安全性を備えた場合のみであると解することができる。日本の国が事実上崩壊するような事態、日本に住む人たちの基本的人権が広範に、深刻に侵害されるような事態が絶対に生じないといえるだけの安全性を備えた原発のみ、日本国憲法は、その設置、運転を許容していると解することができるのである。原子炉等規制法は、原子炉の設置（変更）許可の要件として、「原子炉施設の位置、構造及び設置が核燃料物質（使用済み核燃料を含む）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」と定めている（同法第24条第1項第3号）。この「災害の防止上支障がない」とは、上記の絶対的安全性を意味すると解すべきであり、仮にそうでなく、過酷事故発生についての一定の可能性を容認する趣旨であれば、同法は、日本国憲法に違反して無効というべきである。

2 憲法違反と運転差止めの要件としての「具体的危険性」

憲法に違反する原子炉等規制法に基づいて設置変更許可を受けていても、その原発は法的に運転を許容されないし、人々の安全は担保されない。そして、原発が過酷事故を起こした場合、膨大な数の人々の人格権を深刻に侵害することは論を俟たない。

人格権に基づいて原発の運転の差止めを求める場合、人格権侵害の具体的危険があることが要件となる。ここに「具体的危険」とは、侵害される事態が生じる可能性の大小だけをいうのではない。リスクの程度は、発生確率

と発生したときの影響度によって区分分けされる。リスクのマトリックスを示すと、例えば、次のように考えることになる（下図は、考え方を示すものであって、数値に深い意味はない。）

発生確率 \ 影響度		非常に低い	低い	普通	高い	非常に高い
		0.05	0.10	0.20	0.40	0.80
ほぼ確実に起きる	0.9	0.045	0.09	0.18	0.36	0.72
起きる可能性が高い	0.7	0.035	0.07	0.14	0.28	0.56
どちらともいえない	0.5	0.025	0.05	0.10	0.20	0.40
まれに起きる	0.3	0.015	0.03	0.06	0.12	0.24
非常にまれに起きる	0.1	0.005	0.01	0.02	0.04	0.08

発生確率が「まれ」、あるいは「非常にまれ」であっても、起こったときの影響度が「非常に高い」場合には、リスクがあると評価した上での対処が求められる。まして、日本の国が崩壊しかねないような巨大な影響を与える行為について、しかもその行為が適法行為ではなく、憲法上許容できない行為である場合、そのような巨大な影響が発生するリスクが否定できない限り、人格権侵害の具体的危険があると評価され、その運転は差し止められるべきなのである。

以上